

平成22年 第12回
教育委員会臨時会会議録

平成22年6月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2305号

平成22年第12回臨時会

日 時 平成22年6月22日（火） 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	南 條 弘 至
	委員長職務代理者	半 田 吉 恵
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	山本 隆司
	学校施設計画担当課長	村上 利雄
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	沼倉 賢司
	指導室長	加藤 敦彦

「書記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	遠藤 由香里

「議題等」

日程第1 請願及び陳情

- 1 高輪台小学校フェンス築造工事に関する陳情
- 2 港区の教科書採択に関する請願

日程第2 会議録の承認

第2295号 第2回定例会（平成22年2月9日開催）、同秘密会

日程第3 審議事項

- 議案第45号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 議案第46号 港区立学校施設等使用条例施行規則等の一部改正について
- 議案第47号 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部改正について

議案第48号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

議案第49号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正
について

日程第4 教育長報告事項

- 1 平成22年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 朝日地区小中一貫教育校の整備予定について
- 3 平成22年度港区立小・中学校体験（自然、交流）事業について
- 4 港区立青山運動場野球場の休場について

「開 会」

○南條委員長 皆様こんにちは。

ただいまから、平成22年第12回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○南條委員長 本日の署名委員は高橋委員にお願いいたします。

第1 請願及び陳情

1 高輪台小学校フェンス築造工事に関する陳情

○南條委員長 日程第1、請願及び陳情に入ります。

平成22年6月11日付けで請願が1件及び陳情が1件提出されました。本日は、同日付で受理した請願及び陳情、教育委員会資料ナンバー1、ナンバー2について、いずれも趣旨説明の希望がございましたので、順にお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

趣旨説明を受ける前から報告をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま委員長からご案内がございましたとおり、平成22年6月11日付けで請願が1件及び陳情が1件提出されました。まず「高輪台小学校フェンス築造工事に関する陳情」につきまして、書記に陳情書の要約を朗読させますので、よろしくお願ひいたします。

○書記

陳 情 書

陳情の趣旨

港区教育委員会が、高輪台小学校の南西敷地である旧塩浜邸側にある旧駐車場について、フェンス築造工事を施工しようとしているが、フェンスの設置場所について、住民の意見を聴き、充分検討するまで、施工を行わないよう陳情します。

陳情の理由（要約）

港区が購入した高輪台小学校に隣接している旧塩浜邸の角の一角は駐車場になっており、この駐車場は高輪台小学校正面に接する狭く危険な道路の危険回避場所となっています。区が新たに塀を築造のときに、本件道路の危険性を指摘し、駐車場の一角を一定程度あけること、塀の建設には道路から一定の逃げを設けるよう申し入れをしました。

教育委員会は角をあけることと、本件道路と直角に交わっている西側道路については、従来の学校の外壁と合わせるために50センチ逃げてフェンスをつくることは了解するが、本件道路から50センチメートル逃げてフェンスをつくることは難しい。15センチメートルの後退では、従来の学校の塀に合わせられるので考えてもよい。50センチ逃げて塀をつくっても、安全性にさほど影響があるとは思えない。学校としては目いっぱい校庭として使いたいという発言をされました。住

民の声を聞いて交通の安全に真摯に考えるというより、現状に固執し、学童の安全は二の次として形式的に対応するという、極めて役人的な考えであると強く感じました。

本来の申し入れは、旧塩浜邸の塀が本件道路に密着しているから、これを必要な幅だけ後退して建て直していただきたいということです。今回は旧塩浜邸の塀は存置し、旧駐車場のフェンスのみの工事をすることだったので、その部分だけの申し入れにとどめたのであり、旧駐車場のフェンスのみで効果が薄いなら、元に戻して、旧塩浜邸の塀を安全上支障のない程度に後退して築造するか、フェンスを安全な位置まで後退して築造すべきです。学童、学生、児童、保護者、区民の安全を無視したまま工事を強硬することは到底許容できません。工事着工に対し強く異議を申し入れます。

私たちの申し入れの内容を充分検証するまで、工事に着工しないよう陳情します。

以上です。

○南條委員長 それでは陳情者を代表しまして、笠原慎一さんからの趣旨及び補足説明を受けますので、よろしくお願いいたします。

○陳情代表者 笠原でございます。本日は陳情の趣旨を述べる機会を設けていただきまして、まことにありがとうございました。

ただいま読んでいただいた陳情の趣旨、概要のとおりでございます。補足説明だけさせていただきますと、この陳情書に添付いたしました写真ですけれども、これ6月11日付けとなっております。たまたまこの陳情書を提出するその日に撮った写真で、特に作為的に撮ったものではございません。これを視覚的に見ていただければ十分おわかりいただけると思いますが、このように子どもたちが自由に歩いているという姿が見えていただけたらと思います。そして視覚的に見ていただくと、この旧駐車場部分がいかに通行者にとって安全を確保するためにいいのかと、もっと言えば便利なのですけれども、便利というだけでは、フェンスをつくるということに対する理由にはならないと思います。

やはり我々としては、子どもたちの通行、それからほかの学生さんたちの通行、非常に頻繁でございます。最近特に、近くに店舗ができたものですから、一般区民の通行も非常に頻繁になっていきます。本当はこのままある方がいいのですけれども、しかしお買いになった学校の立場を考えた上で、子ども1人分の通行幅程度をあけてフェンスを築造していただくと、非常に通行上安全さが増すのではないかと物理的に安全ということと同時に、通行する人の心理的な問題にも非常に大きく影響するのではないかと私どもは考えまして、それで何回か折衝をさせていただいたのですが、なかなか私どもの趣旨がわかっただけないと、このように感じまして陳情書を出させていただいた次第でございます。以上が補足でございます。

○南條委員長 以上説明をいただきました。趣旨説明の内容等、確認等、ご質問がありましたらお願いいたします。

○小島委員 陳情書の原本を見させていただいたのですが、陳情者の慎一さんと同じ名前の笠原洋子さん、住所も同じですので、失礼ですがご夫婦でいらっしゃいますか。

○陳情代表者 はい、そうです。

○小島委員 そうすると、この陳情書の中で、「私たちは」とか、「私どもは」と書かれている部分については、「陳情者ご夫婦は」と理解してよろしいですか。

○陳情代表者 はい。現時点ではそのように考えてください。

○南條委員長 はい、わかりました。

○澤委員 もう1点ご質問させていただきたいのですけれども、参考に添付していただいた写真は、現状を見るのには非常に視覚的によくわかるのですけれども、これは元々塩浜さんの駐車場だったわけですね。それで区が購入したので、今、車は全然ないのですけれども、本来はここに車があって、勝手に自由に通れるというようなことではなかったのかというようにも思うのですけれども、この辺はいかがなのでしょう。

○陳情代表者 はい、その点はおっしゃるとおりです。今の方が昔よりも確かに自由に通れておりますけれども、では車が駐車されていたときどうだったかと言いますと、ここに3台程度だったでしょうか、駐車がされるのが満杯ということで、それで車と車の間というのは、当然結構の隙間がございます。したがって、車が駐車していても歩行者はその間を縫って歩くということが自由にできた状況でございます。今と全く同じではございません。

○澤委員 なるほど。

○小島委員 道路幅は4.18メートルぐらいですか。

○陳情代表者 だと思います。

○小島委員 確かに4.18メートルと狭いといえば狭いので、危険だといえば危険ということは、確かにそのとおりだと思うのですが、陳情者の方で何か具体的にひやっとするようなこと、これは危ないというようなことを現実に見聞したことはありますか。

○陳情代表者 私が直接見たことはございません。私自身が車を運転いたしますので、ちょっとここにも書いたかもしれませんが、私自身も非常に、本当に直ちにとまれるような速度で運転するのですが、それでも歩行者の方は、塀にもう本当にへばりつくようにして避けられていますね。特に2~3人なんか固まっていますと、我々としては非常に注意をしなければならぬし、ほとんどとまると同然みたいな感じで走行しているというような状況でございます。

○小島委員 この現場付近で、子どもと自動車が接触したとか、そのような事故例があったのでしょうか。

○陳情代表者 それは……。

○学務課長 聞いている限りではございません。

○陳情代表者 もう一つひやっとするのは、ワンちゃんなどを連れて、犬の散歩なんかをしているときに、ちょっと危ないと思うことはございました。

○半田委員 先ほど要約した中にもありましたが、住民の声を聞いて真摯に考えるよりも現状に固執しという文言がございました。この住民の声というのは、具体的にPTAですとか地域の方だとか町内とか近隣の方のことだと思いますが、この中で同じような意見をおっしゃっている方がいま

すか。

○**陳情代表者** はい。私どもは、今回急に工事ということを知り、それで先ほどもご質問ありましたが、とりあえず夫婦で気がついたので夫婦でこういう申し立てをしてお話し合いをしてみました。区の方が考えてもいいとおっしゃるのであれば、もちろん付近の方にお声をかけて、そしてPTAの方にもご意見を聞いて、そういう機会を設けたいと思っています。何せちょっと急な話だったものですから、余りぱっと広げてしまうよりは、とりあえず私どもでお話し合いをしてみようと思ったのでございます。声をかけることはいつでもできますので、私どもは賛同していただけると……。

○**小島委員** 学務課長にお伺いしたいのですが、港区立の各小学校ではPTA、町会の方、警察、道路管理者等で、学校の通学路安全の確認を毎年やっているのですが、高輪台小学校の通学路安全確認では、本日の陳情者の陳情との関連で、何か通学路安全における問題があったのでしょうか。何か意見が出たのでしょうか。

○**学務課長** 通学路点検は春と秋に2回やってございます。今委員がおっしゃられたように、警察それから支所、学務課職員、PTA、学校関係者、こういった方々で危険な箇所はないかということで通学路点検を実施しておりますが、ここ1～2年の状況を聞きましたところ、高輪台小学校の前に関しては、そのような話は出ておりません。

○**小島委員** そうですか。

○**半田委員** 私もPTAで担当しております、旗振りがよくありました。毎日お母様たち交代で、朝と夕方立っていますけれども、そういった方は高輪台小学校でも行われていますでしょうか。

○**学務課長** 申しわけありません。ちょっとそれは確認をさせていただきたいと思います。

○**半田委員** 毎日ではないにしても、恐らく、水曜日とか交代でなさっているのではないかと思います。

○**庶務課長** PTAの皆さん、保護者の方にご協力いただいて、これは新入児童、入学直後の1年生は特に配慮が必要ですので、春先にご協力をいただいて、ほとんどの学校で実施しております。もう一つは、区が配置しております用務職員、この職員が特に危険性が高いと思われるような場所に立っております、子どもたちの登下校の誘導をしているものです。高輪台小学校でも実施しております。

○**澤委員** 笠原さんのご主張される、通学の安全性とか住民の皆さんの安全性ということは、もちろんこの地域だけではなくて、私も赤坂の地域で非常に細い道路があつてそう感じています。ただ、教育委員会としては、非常に高い土地を購入したのは、高輪台小学校も子どもの数が結構増え校地がどうしても手狭になってきて、子どもたちが日常学校で活動するために、長年ここは手に入れたという、そういう希望はあったのですけれども、なかなかそれが実現できなかった。それが、たまたま幸いなことに手に入れることが出来たので、安全のためということもありますけれども、せっかく入手した土地であるので、子どもたちの学校生活の中で使いたいということも、当然教育委員会としてはあります。

だから、ここを笠原さんが言われるように、50センチ堀を下げることが、子どもたちとか住民の皆さんの安全性に対してどれだけ効果があるのかとか、その辺の具体的なといいますか、そういう検討と、天秤にかけると言うと表現が悪いのですけれども、そういうことが重要です。笠原さんが言われているように安全ということであれば、ご主張のとおりでももちろんありますけれども。我々も、高輪台小学校には何回も行っているのですけれども、そちらの方までは行かないので、この写真を見せていただいて、非常に視覚的に、先ほど申しましたようにわかりやすいのですけれども。この辺の笠原さんが言われていることが、どの程度安全に対してすごく効果的なのかどうか、その辺はどうなのですか。そういう意味ではさっき小島委員が言われていたように、PTAとかそういう方々がどういう意見を持っているのか、要望を持っているのか、その辺も我々としては知りたいところです。

○小島委員 澤委員の述べたことと関連するのですが、陳情された方のこの道路は4.18メートルで危険という点については、確かにそういう意味では陳情者の指摘もあると思います。それに対して、今、澤委員の言ったように、この土地を買った意味というのは、子どもたちの学校教育のため、どれだけ土地が必要なのかということの関連から、比較考量をしなくてはならないという話が出てきたので、安全面と学校の子どもたちの教育の必要性とのバランスとか比較考量という問題が出てくるのです。

それに関連して、陳情者からいただいたこの写真を見ますと、ここに万年堀から電信柱までの歩道に白いラインが引いてありますよね。この歩道のラインにガードレールを設置して、子どもたちの安全を図ると。費用的にどの程度かかるかわかりませんが、ガードレールを設置して子どもの安全を図りつつ、なおかつ子どもたちの教育目的のため必要な土地は確保するという、比較考量の点からいくとそういう案もいいのかと、今ふと考えたのです。ここにガードレールを作るには、どのくらいの費用がかかるのですか。

○学務課長 費用については、ちょっとこの場ではお答えできませんけれども、ここは区道になりますので、ガードレールの設置は高輪地区総合支所の方で設置をするということになります。同じ区内の調整ということで、設置は可能だろうと思います。

○小島委員 子どもの通学路の安全の問題と、子どもの学校教育として、なるべく多くの土地を校庭なり何なりに使いたいという比較考量の問題で、そういう金銭的な面で解決できるということであれば、それはそれで一つの解決なのかと、そういう点もご検討いただければと思います。

○学務課長 確かに歩行者の安全という意味では、小島委員のおっしゃられたガードレールは有効な手段と考えておりますので、高輪地区総合支所と調整をさせていただきたいと思います。

○南條委員長 ちょっと私から確認でよろしいですか。学務課長に質問です。この時間帯は交通規制等はないのですか。

○学務課長 朝と午後にスクールゾーンに指定されておりますので、この時間帯は車は走りません。

○南條委員長 通れないのですか。

○学務課長 指定された時間帯は通れません。

○南條委員長 はい。では登校中は一応規制があると。

よろしいですか。ほかにご質問ありますか。

○陳情代表者 今ご意見の出たところについて若干補足させていただきます。

まず、小学校が高いお金を出して用地を取得した。それを目いっぱい使いたい。これは私どももわからないわけではありませぬので、それで我々としての案を出したわけです。ただ私どもとすると、学校がこの用地をどのように使おうとしているのか具体的な説明を受けておりませぬので、本当にこの50センチをあけたら何も目的が達せられないのかどうか、これはもし比較考量をされるのであれば、ぜひそれとの関連で議論をしていただければと思います。

それから、ガードレールの件が今案として出ましたが、ガードレールは、恐らくその中を通りなさいという意味では非常に安全な設備だと思いますが、現状このガードレールをつけると、逆に通行のより邪魔になるような気がいたします。これはよく検討いただきたいと思います。歩道をはみ出して人が通行しているのはなぜかという、歩く部分が狭いからでありまして、そこをガードレールで囲ってしまうと、そこから出てはいけないということになりますので、むしろ歩行者としては渋滞してしまうのではないかと気がいたします。そこだけ補足します。

○澤委員 私も笠原さんが言われていたことと同じで、かつて赤坂地域の統廃合のときに、狭い道路があって、ガードレールをつけてくれと言ったのです。そうしたら、そのガードレールというのは警察も関係している。警察はもちろん歩行者の安全もそうなのだけれども、車が安全に通行できるということも視点にあります。下手にガードレールをつけたりすると、車が曲がれなくなったり、それから乳母車とかそういう場合には通行の妨げになってしまうこともあって、必ずしもガードレールをつけることが安全とは言い切れない。

だから結局、絶対安全とかそういうことはなかなかあり得ないので、さっきも申しましたように、笠原さんが言われている交通の安全ということも非常に重要なのですけれども、交通の安全とはいっても、絶対安全ということは現実にはあり得ない。だから、お互いどちらかが譲り合う中でやらなければいけないと思います。その辺、さっきも言いましたように、ぜひとも安全の具体的効果と、子どもたちの学校生活のために購入した土地を目いっぱい利用させていただくような方向がいいのか、事務局の方に検討してもらいたいと思います。

○南條委員長 では今の趣旨説明に関しまして終了したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○南條委員長 では、陳情の方等も大変ありがとうございました。お疲れさまでございます。

○陳情代表者 どうもありがとうございました。

○南條委員長 これにつきましては、事務局も適切な判断を下していくと思いますので、事務局の方に一任したいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもお疲れさまです。

2 港区の教科書採択に関する請願

○南條委員長 では次に移ります。

「港区の教科書採択に関する請願について」。書記に請願の朗読をさせますので、よろしくお願いいたします。

○書記

港区の教科書採択に関する請願

請願事項

- 1 教科書の採択に当たっては、直接子どもたちに授業を行う各教科の専門家である現場教職員の意見を大切にして、採択してください。
- 2 そのために、現場教職員が使用を希望する教科書を意志表示できるようにし、その希望が採択に反映できる意見収集の方策を整えてください。

請願理由

教科書は、子どもたちが学校で日々学ぶためにきわめて大切な教材です。どのような教科書が港区の子どもたちにふさわしいかを検討し判断できるのは、子どもが生活するそれぞれの地域や発達の状況を把握し、日々子どもと向き合い、教科書に基づいて授業を行っている現場の教職員だと思います。したがって、教育委員会が現場の教職員の意見を十分に聞き取り、その意見を尊重することは重要であると考えます。

政府も、1997年3月、「将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、当面の措置として、教科書採択の調査研究にとり多くの教員の意向が反映されるよう、現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善についての都道府県の取り組みを促す」と閣議決定しています。（1998年、1999年、2004年にも同様の閣議決定）

この閣議決定がなされた経緯と決定の趣旨からも、私どもの請願についてご理解いただけるものと存じます。

以上です。

○南條委員長 それでは請願者を代表しまして、桜田栄一さんから、趣旨及び補足説明を受けることといたします。よろしくお願いいたします。どうぞこちらをご利用くださいませ。

○請願代表者 皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。

実は昨年も教科書採択に関する請願を出ささせていただきました。昨年も出ささせていただいて、教科書採択について現場の教職員の意見を尊重しようとする感じは十分伺えたと思っておりますけれども、今度新しい教科書が出てきたときでもありますので、改めてそのことをお願いいたしたくて参りました。

今初めに申し上げたように、昨年度の経過から考えてみますと、そんなに心配していませんけれども、ただ今後のために、今年度はもういろいろな組織や何かができてしまっているの、今年度どうしようということではないのですけれども、若干気になることがあって、こういう機会を得たのでお話ししたいと思って——今お手元に届いたでしょうか——請願の補足という形で手書きのプリントを若干つけ加えさせていただきました。今申し上げたように、だから今、急にどうしようというのではなくて、今後のために留意していただきたいということで、これからの教育

委員会の担当の方がお考えいただければと思ったわけです。

三つありまして、一つは委員会の構成についてですが、名前は確かかどうかわかりませんが、現場の先生方に聞いてみたりすると、調査研究委員会と、選定研究委員会という組織があると聞いたのですけれども、そこでのそういうそこに委員会に入る委員の人選というのがどのようになされているのか。基準というのが明確になっていて、そのことがすぐ明らかにオープンにできるものなのかどうか、できたらそういうのを見せていただきたいという気持ちです。

2番は、その委員会では調査研究資料や選定資料が作成されると思いますけれども、内容や作成経過などというものがオープンになって、それを知りたい者に開かれたものになるのかどうかということも、これからの検討課題としてお考えおきいただきたいということです。

最後に、結局同じことだと思いますけれども、本教育委員会で、最後に採択されますよね、今年度の8月何日かに予定されているようではありますが、そこでの審議内容と結果といったものも開かれたものとしてオープンにしていいただければありがたいということです。

そういうことではありますが、実は下の方に書いたのは、今回の請願に直接かかわってはいないのですけれども、これも機会があれば申し上げたいと思っていたことで、読みます。

今回の請願に直接かかわるものではないが、より質の高い授業を行うために検討していただきたいこと。1、教員や子どもがいつでも他の教科書を見たり研究したりできるように、採択されたものの以外の教科書を公費で学校に常備すると。かつて私——私も実は元小学校の教員、公立学校の教員だったのでありますが、採択されている教科書以外に、他社の教科書というものも手元にあって、そういうものと比較検討しながら授業計画を考えていくということが、自分にとっても非常にプラスになったわけですね。例を挙げれば、例えばある単元について、今採択している教科書はこんな書き方をしているけれども、別な会社の教科書はこのように書かれていると。そういうものを比較しながら、よりよい指導計画というものをつくっていったりするものに非常に役立ったと、私自身も思っておりますので、何かそういう他社の教科書は一切見る必要がないのだということではなくて、機会があればそういったものをそろえていただくようお願いしたいということです。

余りよく話せなかったかもしれませんが、そういうことで趣旨を酌み取っていただければ幸いです。

○南條委員長 かしこまりました。説明が終わりましたので、趣旨説明に対しまして内容等の確認、質問がありましたらよろしくお願いたします。

○小島委員 恐縮ですが、「港 子どもと教科書を考える会」の主な構成メンバーはどんな方ですか。代表者は元公立学校の先生だったということですが、その他の方はどのような方で、おおよそ何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○請願代表者 私のような元教員ですね。それから現職の教員の方でも、こういうところで一緒に勉強したいという方が何名かいらっしゃいます。それから港区で働いている方々、そういった者も何名かいらっしゃいます。

○小島委員 主にどんなお仕事をされている方々なのですか。

○**請願代表者** 港区の場合、大企業ではないのですけれども、中小企業なんかには働いていらっしゃる方々がいらして、そういう方々と意見交流をする場がありますので、そういう方面の方々にも理解をいただいて仲間に加わっていただいております。それから後は、港区の中の民主団体なんかに入っている方も何名かということで、十数名ということで、20名はちょっといかないかと思います。

○**小島委員** 十数名で構成されているんですね。

○**請願代表者** はい。

○**小島委員** 分かりました。

○**南條委員長** ほかにご質問ございますか。

○**澤委員** 昨年もちょうど7月頃おいでいただいているいろいろご要望をいただきました。港区の教科書採択のシステムは十分現場の先生方のご意見を反映するようなそういう段階を経て行われ、教育委員会の採択の議事録も最終的には公開されるのですよね。

○**庶務課長** 公開されます。

○**澤委員** それで桜田さんが冒頭に言われたように、その辺はご理解いただいているというようにお聞きしたので。

今回の問題点、問題点というとおかしいですけれども、ご指摘いただいた選定委員会とか調査委員会で、これはもちろんご存じのように、当然教科書の採択ということなので、メンバーの名前をあらかじめ挙げるということはありません。港区教育委員会の選定委員会ですと、保護者の代表が3名、小学校の場合ですね、校長会の代表が1名と、それから各教科の代表、校長または副校長、もしくは主幹教諭9名と、教育委員会事務局が2名ということで選定委員会ができています。調査委員会の方は各教科ごとに学校の先生方でやっていただくということで、その辺の人選に関して何か不透明性とかそういうことをお感じになって、ここの前半の留意していただきたいことが出てきていますが。今の委員会の人選の仕方とか何かに桜田さんとして何か問題点があるということでご指摘いただいたのであればお聞かせいただけないでしょうか。

○**請願代表者** 私自身まだ確かめてはいないものですから、余りあからさまに申し上げなかったのですけれども、調査研究委員会などの、各校の代表の先生がちゃんと全部入っているのかどうかとか、それから保護者の代表の方が——今のお話だと3名というので、それなどは例えば公募か何かで選ばれるのか。だからそういう、どういうところで決まってくるのかというのが……。

○**澤委員** なるほど。

○**請願代表者** 必ずしも明快ではない部分もあるのかという気がしたもので。

○**澤委員** 指導室長、選定委員会のメンバーはどのように決まるのですか。

○**指導室長** 今、保護者代表の選出に関しては、小学校PTA連合会の方に一任しまして、そこから代表の方を人選していただいて、こちらの方で決定させていただく。それから調査委員会の各教科ごとの代表は、これは必ずしも各学校1名ずつ出るとは限りません。区の研究会の中でのその教科の専門性のある教員が選出されてきますので、それとは別個に学校ごとの意見は聴取しておりま

すけれども、この調査委員会の各教科については学校1名ということでは、必ずしもそういうことではない状況です。

○小島委員 しかも、各学校から各教科について意見も出てきていますよね。

○指導室長 教科ごとの意見と同時に、各学校からの意見も聴取しております。

○澤委員 一応我々の手元には、学校からの意見も資料として提出されて、見せていただいています。

○請願代表者 その調査研究委員会に属していないと不利になるというようなことは絶対にございませんか。

○指導室長 不利というのはどういう意味でしょうか。

○請願代表者 だから決定の過程で、つまり出席していないわけですよね。

○小島委員 申し上げましたとおり、各学校から各教科の意見が出ますので、各学校の各教科の先生のご意見が、我々が最終的な決定をするに当たって、資料として全部上がってきます。

○澤委員 決定は教育委員会でやるのですけれども、我々は各委員の先生方に直接会うということではなくて、その選定資料をもとに最終的な判断を下すということになっています。

○南條委員長 よろしいでしょうか。

○請願代表者 それなりの公平性とか。

○南條委員長 はい、それはもう。

○請願代表者 そうなのが担保されていればありがたいと思います。

○澤委員 2番目の、この採択されたもの以外の教科書を公費で学校にと。これは全部の出版社についてできるのかどうか問題ですけれども、興味深いご提案だと思いますけれども、指導室長どうですか。

○指導室長 原則的には教育センターが見本本を常駐している場所ですので、そこに行って、それぞれの出版社ごとの教科書を調べて授業改善に役立てるというのは、これはもう長くずっと教員としてやってきたことですが、場合によっては学校ごとに、公費で他の教科書を教師用の図書として買っている学校もあるのではないかと。これは調べておりませんが、あるのではないかと思います。決して買ってはいけないわけではありませぬので、学校に割り当てられた公費で十分研究をしたければ買っている学校もあるのではないかと思います。

○南條委員長 ご質問はほかにございませぬでしょうか。

ではこの案件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○南條委員長 では請願の方、どうもありがとうございました。

○請願代表者 どうもありがとうございました。

○南條委員長 教育委員会としては適正に趣旨を踏まえてやっておりますので、よろしくお願いたします。お疲れさまでございました。

第2 会議録の承認

第2294号 第2回定例会（平成22年2月9日開催）、同秘密会

○南條委員長 日程第2、会議録の承認に入ります。

平成22年2月9日開催の第2295号第2回定例会、同秘密会の会議録につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○南條委員長 では、承認することに決定いたしました。

第3 審議事項

1 議案第45号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○南條委員長 日程第3、審議事項に入ります。

初めに、議案第45号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」。庶務課長、説明お願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第45号、港区教育委員会事務局組織規程の一部改正についてご説明申し上げます。

議案資料ナンバー1をご覧ください。本案はこの平成22年4月1日をもって、「財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」が「公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」と名称を変更いたしました。この名称を規定しております条文について名称変更に伴う改正が必要になりましたので、本案を提案させていただくものでございます。

資料の3枚目、新旧対照表をご覧ください。上段が改正案、下段が現行でございますが、現行の第7条中生涯学習推進課生涯学習係の第9号にございます、「財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」を上段の改正案のとおり、「公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」と名称変更をさせていただくものでございます。

同じくその後段になりますけれども、スポーツ振興係の第6号について同様の改正をさせていただくものでございます。

なお、この改正規程は公布の日から施行することを付則で定めてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○南條委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

では採決に入ってよろしいでしょうか。

議案第45号について、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○南條委員長 それでは、議案第45号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第46号 港区立学校施設等使用条例施行規則等の一部改正について

○南條委員長 次に、議案第46号「港区立学校施設等使用条例施行規則等の一部改正について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは議案第46号についてご説明いたします。議案資料ナンバー2をご覧ください。港区立学校施設等使用条例施行規則等の一部改正についてでございます。

本案は先ほどご決定いただきました組織規程の一部改正と同様、この平成22年4月1日から、「財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」が、「公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」に名称を変更いたしましたので、同団体の名称を規定している規則等の改正をお願いするものでございます。

なお、この議案につきましては、資料の2ページ目以降にございますとおり、複数の規則につきまして、全く同じ改正を必要といたしますので、新たにこの規則等の一部改正に関する規則を定める中で、それぞれ該当する規則の改正を要する部分について改正をするという、立法技術上の手法をとってございます。

対象となる規則は全部で7規則ございます。恐れ入りますが、資料の4枚目をご覧ください。まず港区立学校施設等使用条例施行規則——新旧対照表でございますが、本案の第1条関係になります。第8条で、「財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」という名称を規定してございますので、上段の改正案のとおり、「公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」に変更するものでございます。なお、付則で公布の日から施行するとしてございます。

同じく裏面をご覧ください。本案の第2条関係でございますが、港区立学校屋内プールの使用に関する規則につきましても同様、第13条で財団法人の名称を規定しておりますので、上段のように改正いたします。同じく公布の日から施行するという付則をつけてございます。

続きまして第3条関係になりますが、港区生涯学習センター条例施行規則でございます。この規則におきましては、2カ所での名称を使用してございます。新旧対照表にございますとおり、第2条第2項、並びに第5条の第5号で同様の団体の名称を規定しておりますので、上段のとおり改正をするものでございます。同じく公布の日から施行するという形にしてございます。

続きまして第4条関係でございます。港区立生涯学習館条例施行規則でございます。同じく第2条の第2項及び第5条の第5号で財団の名称を規定しておりますので、上段のとおり改正をいたします。施行は公布の日でございます。

続きまして第5条関係でございます。港区立運動場条例施行規則でございます。ここも同様、第5条第4号で財団の名称を規定してございます。上段のとおり改正をいたします。同様に公布の日から施行いたします。

続きまして第6条でございます。港区スポーツセンター条例施行規則でございます。第5条の5項及び第8条の第4号で財団の名称を規定してございますので、上段のとおり改正をいたします。公布の日から施行するとしてございます。

最後になります、第7条関係でございますが、港区立武道場条例施行規則でございます。第6条第5号で財団の名称を規定してございます。上段のとおり改正をいたします。同様に公布の日から

施行いたします。説明は以上でございます。

○南條委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

○澤委員 前に庶務課長から、財団設立のルールが変わって、この公益財団法人というのは、港区の中に今まで一つしか設置できないから、体育協会さんも財団のK I S Sポートに入っていたが、それが体育協会も新たに財団として登録できるようになったというような話がありましたよね。

○庶務課長 生涯学習推進課長から説明をいたしました。

○澤委員 はい。

○庶務課長 今回のこの名称の変更は、それとは違います。

○澤委員 違うのですけれども。体育協会さんの方は公益財団ではないのですね。

○生涯学習推進課長 一般財団法人です。

○澤委員 一般財団法人ですか。それで運動場とかの管理は、今は指定管理者として、このスポーツふれあい文化健康財団に委託しているわけですね。

○生涯学習推進課長 公の施設の部分につきましては、指定管理制度を導入いたしまして、指定管理者として指定をしてございます。

○澤委員 そうですね。

○生涯学習推進課長 はい。

○澤委員 この減免というのは、指定管理者として管理しているからあるということでしょうか。こういう施行のルールの趣旨がどういうことなのかと。

○庶務課長 先ほどの説明に若干不十分な点がございました。

まず先ほどの資料の4枚目、新旧対照表第1条関係をご覧ください。この学校施設等使用条例施行規則で、財団の名称を使って規定しているのは、収納事務の委託でございます。使用料は本来ならば区が直接収納しなければいけないのですが、こういった根拠規定がある場合には、これを財団等に委託することができます。実際にこの学校施設等の使用に関する使用料の徴収を、この財団に委託してございますので、その限りにおいてその委託先である財団の名称をこの規則に規定してございます。

○澤委員 なるほど。そこでちょっとはっきりしないのは、指定管理者として指定しているので、結果としてこの収納事務を財団に委託しているのか、それとは全然別にとのことでしょうか。

○庶務課長 説明が細かくなって恐縮ですが、この学校施設等使用条例施行規則で規定している学校施設の使用に関する部分は、この財団法人K I S Sポート財団には指定管理という形で委託をしてございません。

○澤委員 学校施設とかね。

○庶務課長 いわゆる事業委託です。その委託業務に収納業務があるわけですが、それを可能とするために、この規則の中に収納の委託に関する規定を設けているものでございます。同様の規定が第2条関係の学校屋内プールの使用に関する規則にもございます。

○澤委員 これもそうですね。

○庶務課長 ところが、第3条関係の生涯学習センター条例施行規則第2条第2項をご覧になっていただきたいのですが、ここは使用料の収納委託の部分ではなくて、利用そのものに関する規定になってございます。スポーツふれあい文化健康財団が利用するときは、前項の規定によらないことができるかと定めてございます。これはそれ以外の団体については、基本的にあらかじめ予約する必要があるとか諸々の規定がございしますが、K I S S ポート財団についてはその例外規定を設けている部分です。それから第5条の第5号は、使用料の減免規定でございまして、K I S S ポート財団が利用するときは使用料を免除するとしてございます。ここに財団の名称が出てまいります。先ほどの使用料の収納の委託については、規則等の規定ではなくて、指定管理者と結ぶ協定書の中に明示されてございます。

○澤委員 例えば、今の港区立運動場条例。要するに財団の本来の活動の趣旨が区民のためというようなことがあるので、財団は別格で使用料は免除されるようなことになっているのでしょうか。例えばこれだと、体育協会さんからすると、「おれのところは免除にならないの」という話ですよ。だからその財団が免除されるというというのはどういうことでしょうか。

○生涯学習推進課長 財団が設立されるときに、財団が行うべき事業ということで、一定程度こういう事業をやるということで寄付行為で定まっております。それでその中にスポーツ振興に関する事業とか、それから生涯学習支援事業というように、区が本来行っていたものを財団に権限を移譲してございます。そのため、財団が事業を実施する場合に、きちんと事業ができるようにということで、条例上で財団を特別な扱いを決めているというものです。

○澤委員 なるほど。だからそれは指定管理者とかとは全然別個にこういうルールがあると、そういうことですね。

○生涯学習推進課長 そのとおりです。

○澤委員 分かりました。財団の本来の活動趣旨からして、便宜を図るといってちょっと表現が悪いかいけれども、分かりました。

○南條委員長 ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。

議案第46号につきまして、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○南條委員長 それでは、議案第46号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第47号 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部改正について

○南條委員長 次に、議案第47号「港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部改正について」。指導室長、説明お願いいたします。

○指導室長 それでは、ただいま議題となりました、議案第47号、港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則（案）についてご説明いたします。

本案は、小中学校教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員を対象とする、「港区学校職員の勤務時間、

休日、休暇等に関する条例」と、幼稚園教諭を対象とする、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び区の職員を対象とする、「港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」におきまして、「育児休業、介護休業と、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴いまして、育児または介護を行う職員の超過勤務の制限に関することを加える改正を行ったため、追加したものでございます。港区教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任するものでございます。

それでは新旧対照表をご覧いただければと思います。第2条というのは、港区教育委員会教育長委任事項でございます。第2条の4の2と4の3、4の2は超過勤務の免除ということで、過日条例のところでご審議いただきました3歳未満の子どもがいる場合の超過勤務の免除についてです。4の3は就学前のお子さんがある場合の超過勤務の制限でございます。5項の2は1カ月60時間を超えて支給されておりました超過勤務の給与に関するものかわりに代休時間を承認するというところでございます。それから同じく16の2、16の3は、幼稚園教育職員についての超過勤務の制限及び深夜勤務の制限、あるいは介護の準用規定でございます。

1枚めくっていただきまして、40条の2と40条の3は、港区の職員の超過勤務とそれから育児または介護を行う超過勤務の制限に関する事項でございます。詳しくは後ほど第49号で規則のご説明はさせていただきたいと思っておりますけれども、以上、教育長の委任事項ということで、ご審議ご決定いただければと思います。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

ないようでしたら採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

では、議案第47号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○南條委員長 それでは、議案第47号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第48号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

○南條委員長 次に、議案第48号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 ただいま議案となりました第48号、学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてご説明いたします。

本案は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴いまして、別表にございます短期の介護休暇を申請いたしますので、それに合わせて出勤簿の整理規程を改正するものでございます。合わせて、1号から48号までございますが、必要な号を31号から48号までの号を変更したものでございます。なお、施行につきましては22年7月1日からとなります。以上でございます。よろしくご審議後、ご決定いただければと思います。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

ないようでしたら採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議案第48号について、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○南條委員長 それでは、議案第48号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第49号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

○南條委員長 次に、議案第49号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」。指導室長、ご説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、ただいま議題となりました議案第49号、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてをご説明いたします。

本案は5月の第9回臨時会におきまして、議会の条例提案として本委員会でご審議、ご決定いただきましたが、先に開催されました22年度第2回港区議会定例会におきまして議決されたものでございます。

その条例一部改正に伴いまして、育児を行う幼稚園教育職員の超過勤務を免除する制度を導入するとともに、幼稚園教育職員の特別休暇として介護のための短期休暇を新設するほか、規定を整備したものでございます。

それでは新旧対照表を、その前に資料の一番後ろにつけてございます一部改正の概要について、まず簡単にご説明いたします。

大きく3点改正がございます。1点目は超過勤務の制限等についてでございます。そのうちのひとつとしまして、深夜勤務の制限、小学校就学前までの子を養育する職員の場合、改正前はその子と同居する18歳以上の親族がいる場合等、勤務制限の対象外が規定されておりましたけれども、これについては先の条例の中に文言として盛り込まれておりますので、この規則からは削除いたします。大きな1点目の二つとしまして、超過勤務の制限等についてでございます。育児または介護を行う職員の超過勤務の制限については、第8条の2の関係ですが、3歳未満の子を養育する職員は超過勤務をさせてはならない。さらに小学校就学前のお子さんを養育する職員については教育委員会規則で制限を設けるということがございましたので、その制限の内容をこの規則に規定するものでございます。一月24時間、1年150時間を超えて超過勤務をさせてはならないということで規定を整備いたします。

それから大きく2点目でございますけれども裏面をご覧ください。子の看護休暇ということで、規則の29条の2関係です。改正前は看護する世話の範囲が、負傷、疾病にかかった子どもの世話という条件がありましたけれども、改正後は負傷、疾病にかかった子だけではなく、または疾病の予防を図るための必要な世話ということで、予防注射や健康診断を受ける際にもその世話の範囲を広げたということでございます。さらに取得日数ですが、従前はお子さんが何人いても5日以内ということでしたけれども、改正後は、養育するお子さんが1人の場合は5日以内、2人以上の場合10日以内ということで加えたものでございます。

大きな3点目は短期の介護休暇の新設です。これは29条の3関係でございます。これについては被介護者が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内ということで、育児と準用になってございます。

以上、概略は簡単でございますが、それでは規則のところでは新旧対照表で簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の新旧対照表をご覧ください。文言整理等たくさんございますので、概要だけとさせていただければと思っております。

まず規則の第8条でございます。「育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限」ということです。この項目につきましては、先ほど申し上げたとおり、その子と同居する18歳以上の親族の者であると、従前の現行の規定でございましたけれども、新しい改正案ではその項目を削除しました。あわせて「深夜」という言葉を定義し、午後10時から翌日の午前5時までと規定してございます。

それから第8条第1項の第2号から第8号までは、文言の規定ですとか手続上の規定を整備したものでございますので、ここでは省略させていただきます。

続きまして8条の2関係です。ページが振ってありませんので3枚目になります。これは新設したものでございます。第8条の2、「育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限」。育児または介護を行う超過勤務の制限を新たに加えております。これは幼稚園勤務時間条例第11条の2で、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務をさせてはならないということと、それから同条例の第11条の3で、小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限については、規則で定めるものですので、具体的には先ほど申し上げたとおり——次のページになります——第8条の2項の2号に規定してございます。一月について24時間、1年については150時間とする。それを超えて勤務をさせてはならないとするものでございます。なお、介護する職員についても同様に、一月24時間、1年150時間を超えて超過勤務をさせてはならないとするものとします。そのほかは、3号から次のページの第10号までは、請求等にかかわる規定の整備をしたものでございます。

次に第29条関係ですが、短期の介護休暇です。第29条の2につきましては、「子の看護休暇」ですが、当該子の看護の範囲を先ほど申し上げたとおり、負傷または疾病にかかった子の世話としていたものを、新たに疾病の予防を図るために必要な世話として、そして休暇取得日数も養育する子が1人の場合は5日以内、2人以上は10日以内ということの規定したものでございます。

続きまして規則第29条の3、同様のページです。「短期の介護休暇」について、これは新しく加えております。これは負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他世話を行う職員を対象としたものです。その次、1枚めくっていただいて2号では、1日を単位として取得日数のことを規定してございます。先ほど申し上げたとおり5日、2人以上の場合にあつては10日と規定したものでございます。

なお、給与上の取り扱いとしまして、勤務時間条例に規定する特別休暇でございますので、勤務時間条例においては減額を免除されていることから、子の短期の看護休暇についても同様に給与は減額されません。そのほか3号から5号までは必要な手続上の規定を整備したものでございます。

それから第30条でございますけれども、30条は介護休暇のうち、短期の介護休暇が特別休暇に入りましたので、あわせてその新設に伴いまして様式等の規定を整備したものでございます。同じく32条の2についても同様でございます。なお、施行は平成22年7月1日からになります。

以上、簡単ですけれども説明は以上でございます。ご審議の上ご決定していただければと思っております。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

○小島委員 幼稚園教育職員の説明を受けていますが、これらに該当する職員は、例えば小学校や中学校の場合の移動教室のような業務につけさせることは出来ないのですか。

○指導室長 幼稚園教育職員の非常勤職員については、現実的には例えば育児軽減ということで時間数の講師を配置しているのですが、今ちょうど規定を整備しているところでございます。なお、教育職員につきましては同様に規定がありますので、それに基づいて講師が配置されている。

○小島委員 要介護とか育児休業とかいろいろありましたよね。それに該当する、例えば小学校の先生が移動教室の時にぶつかってしまったら、移動教室に行ってはいけないのですか。

○指導室長 教育委員会の権限が教育長に委任され、さらに事務局、学校長とその権限が委任されていきます。学校長がその職員の状況を見て、別の職員にかわりに行かせたりすることは当然できます。それから育児に関するものについては、例えば体育の時間でしたらその負担軽減のための講師の配置がでございます。

○小島委員 なかなか難しいですね。

○庶務課長 一般事務職と学校の教育職員は若干異なっておりますが、制度の根幹は同様でございます。原則としては、これに該当する職員に関しては、規定のとおり免除もしくは制限をする必要がございます。ただ、どの規定もそうですが、例えば業務が円滑にできないとか、学校経営が円滑にできないということは避けなければなりませんので、それとバランスをとる必要がございます。また周りの職員、教員も協力することが求められます。そういったものの組み合わせの中でうまくバランスをとって両立するような形で運営をしていく必要がございます。

○指導室長 補足ですが、基本的に業務・職務に支障がある場合ということで、例えば幼稚園教育職員の場合ですと、第8条第1項3号に、職員の職務の支障の有無について通知しなければならないという規定もございますので、あくまでも申請があった場合、その支障の有無について判断をし、人を配置する必要があるれば配置するし、あるいはその超過勤務、移動教室とかになると当然超過勤務の状況になりますので、その場合は免除するというようなことになるかと思っております。

○南條委員長 ほかにご質問ございますか。なければ採決に入りたいと思います。

議案第49号について、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○南條委員長 それでは、議案第49号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

第4 教育長報告事項

1 平成22年第2回港区議会定例会の質問について

○南條委員長 次に日程第4、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成22年第2回港区議会定例会の質問について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは6月9日から6月18日までの間、開会されました第2回港区議会定例会の教育関係に関する質問についてご報告申し上げます。第2回定例会では、資料がございますとおり5会派5人の議員からご質問がございました。

まず自民党議員団のゆうきくみこ議員ですが、夏期学園での田舎体験プログラムについて、具体的には新潟の雪だるま財団の取り組みの事例を例示されて、こうした取り組みが子どもたちの貴重な体験学習だけではなく、地域の活性化にもつながっているということで、非常に評価すべきだと思うけれども、教育長の考えはどうかという趣旨のご質問でございました。この夏期学園は、子どもたちにとっても仲間づくりあるいは体験学習の最良の機会になっていることは当然でございますが、それが地域の活性化につながっていくとすれば大変幸いだという認識を示した上で、今後この校外学習のさらなる充実に努めていくという趣旨の答弁をさせていただいております。

それからフォーラム民主の樋渡紀和子議員でございますが、小中一貫教育校の今後の方向性についてということで、第1回定例会でも他の会派の議員の方からいただいた同趣旨の質問でございまして、小中一貫教育校について今後どのような取り組みをしていくのかという観点からの質問でございまして。各小中学校の立地条件あるいは児童生徒数、それから地域の意見、要望等を踏まえながら、これまでも研究を進めてきたし、今後ともお台場学園の検証等を踏まえながら小中一貫教育の推進について検討していくという趣旨の答弁をさせていただいております。

それから共産党議員団の沖島えみ子議員からは、学校図書館についてということで、司書の設置、蔵書の充実という観点からご質問いただきました。司書の設置については、司書の設置をすべきであるけれども、当面港区が配置をしているリーディングアドバイザースタッフの雇用条件等の改善が必要だという趣旨のご質問でございます。また蔵書の充実については、学校図書標準を満たしていない学校があり、基準を満たす必要があるのではないのかという趣旨のご質問でございます。リーディングアドバイザースタッフにつきましては、基本的には有償ボランティアという位置づけで運営してございますので、それを踏まえつつもそうした改善については今後検討する。また、蔵書の充実については、現時点で学校図書標準を満たしていない小学校2校について、早急に基準を満たすと同時に、今後とも蔵書の充実に努めていくという答弁をさせていただきます。

それから公明党議員団、林田和雄議員の新教育センターにおける体験学習センターの基本的機能についてという質問ですが、区民文教常任委員会で4月に倉敷市を視察されてございます。その視察の結果を踏まえて、港区で設置を予定している新教育センターの体験学習センターについてどうという考えで整備をしていくのかという趣旨の質問でございます。体験学習センターは科学実験、ものづくりなどの学校の学びの補充や体験学習活動をしていく。併設を予定されている気象庁の気象

科学館や地域の企業あるいは大学と十分連携するなど、区内の資源を最大限活用して、子どもたちがわくわくするような事業展開、あるいは施設整備をしていくという趣旨で答弁をしております。

みらいのなかまえ由紀議員の港郷土資料館のあり方についてという質問ですが、文京区でNPO団体が中心となって実施した事業仕分け、これになかまえ議員が参画された体験を踏まえて、新郷土資料館という文化施設といえども、効率性の追求であるとか、最小の経費で最大の効果、こういった観点から事業展開あるいは新郷土資料館の整備を進めるべきではないかという趣旨の質問でございます。郷土資料館のような文化施設においては評価が非常に難しい点があるということをご答弁させていただきながら、効率的な事業展開、それから最小経費の最大効果は追求していくという趣旨で答弁をさせていただいております。

以上でございます。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問でございますでしょうか。

○小島委員 沖島議員の件なのですが、蔵書の学校図書標準というのが先ほど出ていましたが、学校図書標準というのはどこで決めて、どんな内容なのですか。

○学務課長 文部科学省で決めてございます。具体的には学級数を基本にして、この学校は何冊という標準が決まるわけですが、今回図書標準に達しなかった学校は、港南小学校とそれから青南小学校の2校になります。青南小学校はパーセントでいえば97%、充足率ほとんど達成をしているのですが、ちょっと廃棄の時期が、年度末に廃棄をして年度当初にまだ本を買っていないので、その関係で足りなかったということです。それから港南小学校は81%。ちょっと低いのですが、これは昨今の急増ですね。クラス数がふえたということと、前の港南小学校は図書館が狭くて、それほど蔵書が置けなかったということが要因になっていきますので、新校舎に今回なったということ、それから蔵書数が足りないので、予算をそれなりにつけていますので、今年度は達成する方向で学校とは話をしております。

○小島委員 図書標準を達成するためには、費用的にどのくらい必要なのですか。

○学務課長 買う本によっては高い本もあれば安い本もあるということなので一概には言えないのですが、通常の学校に配当するものよりも約3倍から4倍近くの予算を港南小学校には計上しています。

○小島委員 その場合の図書標準というのは、分野別に何冊とか決まっているのですか。それともただ、生徒、学級数で何冊と決めるのですか。

○学務課長 分野別には決まっておられません。学校図書館にある蔵書数の基準ということでございます。

○小島委員 分かりました。

○南條委員長 ほかにご質問ございますでしょうか。

○教育長 今の図書標準の話なのですが、図書標準というのは文部科学省が決めた基準ですから、これには当然達成すべきものですが、もう一つ大事なものは質の問題です。例えば資料編、年鑑とかいろいろな資料がありますが、これが非常に古い資料ですと、資料的な価値がほとんど

どない。でも、それは数の上では1冊とカウントされます。港区教育委員会の方針として、適切な予算を毎年かけて、図書の更新に力を入れてずっとやってきておりますので、図書標準を達成しているかどうかということも一つの基準としては大切なことですが、図書の中身ですね。中身についてもやっぱりしっかりやっていかなければならないということで取り組んでいるところです。

○小島委員 学校の図書はどなたが決めて購入するのですか。

○指導室長 文部科学省とか、それから東京都教育委員会とか、推薦される本、目録がありますので、その中で学校の与えられた予算の中で、最終的には校長が買うのでしょうかけれども、選定し、選んで買うのだと思われます。

○小島委員 港区の場合、かなり充実していますよね。青山小学校に行ったとき図書室を見ましたが、各分野で結構いっぱい本があって、我々の小学校のときから比べれば非常に充実していますね。一般的に港区の小学校の図書室はかなり充実しているという気がしています。

○庶務課長 実は港区は数年前に、億単位の金をかけて、学校の図書館を充実しております。そのときに、先ほど教育長が言われた、古い図書を新しいものに変えるという質的な転換も含めて、相当充実しております。

○教育長 港区の学校の図書室は大変充実していると自信を持っております。学務課長、予算的には大体どのくらいかというような資料はありますか。

○学務課長 今はどちらかと言うと、先ほど申し上げました青南小学校と港南小学校の予算なのですが、青南小学校は158万、それから港南小学校は265万という予算がついてございます。通常図書標準を達成して、後は生徒数によって予算を上積みしていくというのが基本的な部分なのです。大体通常の場合ですと1校当たりで80万から100万予算をつけてございます。

先ほど港区の学校図書館は充実しているというお話がありましたけれども、小中合わせて29校ある中で、達成していないのは2校だけで、実際青南小学校も充足されていますので、1校だけということです。これはほかの区に比べても非常に高い水準だということがいえると思います。

○南條委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

○澤委員 なかまえ議員の郷土資料館のあり方で、経費節減や事業効果の向上についてということは、これは具体的に何か問題があってこういう質問をされているのか、詳しくはどういうことなのでしょう。

○図書・文化財課長 先ほど庶務課長の方からも、ご説明若干ございましたけれども、なかまえ議員が、この定例会の少し前に、文京区の方でNPOが模擬事業仕分け的なことをやられて、それに参加されたようでございます。その際に、なかまえ議員が仕分け人の立場なのですけれども参加をされた。その対象となったものが、文京区のふるさと歴史館という港区でいう郷土資料館的な施設に対しての文京区のそういった模擬事業仕分け。その際に、その仕分け人として参加するための参考ということで、郷土資料館の経費ですとか事業経費について、あるいは人件費的なものを、少し事前に知りたいということでお調べになっていたのですけれども、その際に文京区に比べて港区の方が経費がちょっとかかっているのではないかというようなご指摘がありまして、今回のこうい

ったご質問になったようでございます。

ただ実際に、文京区の方との比較は、私も今回の答弁の作成に当たっては確認をしてみたのですが、文京区の方につきましては、本当に郷土資料館的な事業の方だけをやっている経費ということで、港区の場合は、郷土資料館の事業、それに加えまして埋蔵文化財の調査——開発があった場合に、必ずその調査をして試掘するわけですね。あるいは具体的に埋蔵文化財の調査が必要であれば、その調査をして、調査の報告をやるというようなことをやっておりますけれども、その部分に関しては、文京区の方では本庁の方の組織で対応しております、実際に全く同じことをやっているということではございません。そういった職員数についても多いというご指摘が質問の中に当初はあったのですが、そのあたりも両方比較すると決して港区が多いということではないということで、そのあたりは議員ともお話をさせていただきました。

いずれにしても、そういったことで、私どもの方としては、文化事業ということで、なかなか効果という部分で、単純に費用対効果の検証は難しい部分がございますけれども、経費の削減、あるいは事業効果については十分配慮しながら事業を進めてまいりますというようなことでご答弁させていただきました。

○澤委員 文化事業というのは、これだけ売り上げがあってというような、そういう評価はなかなか難しい。いい展示をして区民の皆様が満足してくれれば、ある程度お金がかかっても意義があります。けれども、その効果はどうやってはかるのだという、なかなか難しい問題になりそうです。でも、特別展とか、いろいろなことをやっていただいているし、それから資料もつくっていただいて、図書・文化財課としては、大いにやっていただいているのかと。それを事業効果という視点からどう評価するかということは、なかなか難しいことだと思ったものですから。

○南條委員長 ではこの案件はよろしいでしょうか。

2 朝日地区小中一貫教育校の整備予定について

○南條委員長 次に、「朝日地区小中一貫教育校の整備予定について」、ご説明お願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは教育委員会資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

朝日地区の小中一貫教育校の整備予定について、当初26年4月の開校を目指しておりました。26年の4月に分離型で開校し、2学期から一体型でスタートという形で当初予定してございました。ただ、全体のスケジュールを事務局内で再三検討させていただいた結果、平成26年12月までに建設工事を完了した上で、3学期からの供用開始。学級編制上、27年4月に開校予定という形で見直しをしているものです。

上の部分なのですが、解体工事に当たって、当初予定のところで解体工事について中学校を23年度中に解体を行って、朝日児童館は24年4月に解体着手ということ当初想定してございました。ただ、児童館が23年度末まで存続するというので、半年間児童館の開館と並行して、中学校の校舎の解体を行うということが、単独の校舎の解体と比較してより多く時間がかかるということ。もう一つ、4月からの児童館の解体工事と並行して、新校舎の工事着手ということが非常

に困難であるということから、このスケジュールでは、平成26年の2学期の竣工というのが非常に困難であるということが判明したところでございます。

もう一つ、朝日中への三光小への仮校舎移転に関して、当初の予定では校舎の方の解体を先行して実施をするという形を組んでおりましたので、平成23年9月から三光小仮校舎の使用を予定しておりました。ただ、平成24年4月から中学校と児童館の解体を同時に実施した方が工期短縮の効果が高いということ。また学級編制上の問題、それと区民の方のご意見など総合的に判断した結果、平成23年度末の春休み中に引越し、24年4月からの仮校舎使用開始という形にいたします。

1枚おめくりいただいて図面を掲載してございます。三光小学校の現況平面図を左側のところに書かせていただいております。右側のところですが、現況4階部分については、4年生、5年生、6年生の普通教室と学習室、それぞれ今設けてございます。さらに下のところ、3階部分を放課GO→クラブが一部使用してございます。

もう1枚おめくりいただきまして三光小学校改修後の平面図をご覧くださいと思います。4階部分に中学校の普通教室を三つ設けまして、職員室、会議室、保健室等整備する形をとってございます。3階の放課GO→のあったところについては、左側の図なのですが、2階の多目的ホールの上の部分、放課GO→という正方形の部分なのですが、こちらの方へ移転を考えているところです。このうち理科室と家庭科室、音楽室、図書室については、小中兼用という形を考えております。また中学校の美術室は図工室、美術室を使用いたします。中学校の体育館使用については、三光小と神応小と調整していく形を考えております。この件につきまして、本日なのですが、教育委員会終了後、朝日地区小中一貫教育校検討委員会で各委員に報告を予定してございます。それと6月28日夕方6時から三光小学校で地域また保護者への説明会を同じ内容について説明会を実施したいと考えております。以上です。

○南條委員長 ではご質問承ります。

○小島委員 地域の皆さんが、特に中学校の保護者の皆さんが、平成24年の新学期から三光小学校に移転したいという要望があって、この地域の皆さんの要望がかなえられたのですね。

○教育政策担当課長 前回説明会を行った中でそういったご意見もあったのですが、今回こういった形になりましたので、当初からという形になるかと思えます。

○小島委員 それは非常に良かったと思います。

○半田委員 そうしたら、今伺った内容は、これはもう決定ということで解釈してよろしいのでしょうか。

○教育政策担当課長 どうしても工期の関係がございまして、このお示ししている整備予定という形もあくまで予定なのですが、検討した結果平成26年の2学期の竣工というのは非常に難しいということがもう判明いたしましたので、見直し後の予定という形で進められると考えております。

○小島委員 地域の皆様から、小学生にとって中学生が来るのは怖いので、動線を不安のないよう定めてとの要望があるということですが、そのようなことは小中一貫教育校設立の本来の理想・目

的からいうとおかしなことですが、そういう点はこの図面に何か反映されているのですか。

○**学校施設計画担当課長** この中で図面の中で反映というのは非常に難しゅうございまして、実はどうしても特別教室においては、併用していかざるを得ないですね。マイクとかを使っておりますので。単純な動線としては難しいとは存じます。ただし学校のカリキュラムの時間が小中で違っているという部分もございまして、中学生、小学生が移動する時間については、お昼まではバッティングしないというようなことは伺っております。また、必要であればですけども、当面の話として、階段が2カ所ございまして、なれるまではそれぞれ階段で移動するときに、しばらくは片方ずつ、例えば中学生が右側を使うとか、左側を使うとかという使い方もあろうかと思っております。

○**小島委員** それから学童クラブはどうなるのですか、どんな意見でしたか。

○**教育政策担当課長** 「(参考：平成22年度)」と書いてございましてところの、3階のサロンの隣に現在はあるのですけれども、畳のお部屋というところと、「放課GO→クラブ」と書いてあるところ、こちらを使っているところですよ。おめくりいただいて、先ほど話しました左側の上、2階のまた右上になるのですけれども、「放課GO→」というところがございまして。ここは元々多目的ホールとして大きなスペースがございました。ちょうどこの多目的ホールと放課GO→の間に線が書いてあるのですが、ここが可動の間仕切り壁が閉まっておりますので、この位置が構造上も非常に望ましいということで設定してございまして。また工事につきましては、これも予定でございましてけれども、校舎自体は来年の夏休みの工事になりますけれども、できるだけその前に放課GO→については、整備を終わらせたいと。大々的な本格工事に入る前に移動したいというようなお話を伺っております。

○**澤委員** 今、小島委員が言われているように、特に中3の保護者というか、現校舎で卒業したいという要望はかなえられたという意味では良かったと思います。今後のスケジュールで児童館の解体は平成23年4月からですか。

○**教育長** 平成24年4月からです。

○**澤委員** 分かりました。それは何か、児童館側の事情でしょうか。

○**庶務課長** 朝日児童館につきましては、当初は平成23年の夏までに廃止をし、中学校の校舎と合わせて解体をする前提で計画をしていたのですが、子どもの数がふえて、学童クラブの定員を、当初予定していたよりも多く確保しなければいけないという事情が生じてきました。その関係で、朝日児童館の廃止を23年度末まで延長するという判断をせざるを得なかったということでございまして。私どもとしては、小中一貫教育校の整備スケジュールの調整の中で先ほど説明があったように、解体と建設工事を同時並行的にやれないかとか、そういったような工夫をする中で、何とかうまくマッチングをさせたかったのですが、結果として、そういった同時に行うことは難しいし、かえって期間の延長につながるような要素になるということで、今回お示しした新しいスケジュールでは、中学校の校舎の解体も含めて平成24年度の当初から短期集中型でやり、その後の建設の期間を十分確保できるようにするというスケジュール案に変えさせていただいたということでござい

ます。

○澤委員 だから、いろいろ大局的に考えれば、それでよかったのかと思いますけれども、当初予定していた開校時期が、ちょうど1年ずれこむということに結果としてはなってしまうのですけれども。

○教育長 私どもも26年の開校ということで最大限努力をしてきておったわけです。この朝日中学校の工事というのは、どうしてもやはり傾斜地で、擁壁を抱えているものですから、今までの港区が行ってきた学校の改築に比べても、工事的には非常に難しい、あるいは難しいというよりも時間がかかるというようなことがあります。そういう部分もあって、どうしても工事の期間が延長になる。しかし、朝日中学校、あるいは三光小学校の子どもたちに不自由をかけるわけですから、最大限いろいろな工夫をして、26年中には何とか校舎を完成させて、少しでも早く新しい校舎で生活をしてもらいたいという、こういう願いの中で、一応この予定では平成26年度中、27年の1月から新校舎で生活だけはしてもらおうと、こういう計画になっております。つまり、24年度に入学した中学生に不便をかけているということもあって、最後の3学期だけでも、新しい校舎で何とか生活をして、最後落ち着いて卒業してもらおう、こういう願いのもとにこの計画を立てたものです。したがって何とかご理解をいただきたいと思います。

もう一つ、コンピュータ室が中学校の職員室、あるいは会議室等々、校長室にもなっていくわけです。そうするとコンピュータ室は要らないのかという話になるわけですが、昨日も青山小学校を視察いただきましたけれども、今ICTを使った教育を進める中で、むしろコンピュータ室というものを固定的に考えない方法が今後やはりスタンダードになっていくだろうという、そういうことも考えられます。そういう意味からいうと、このコンピュータ室を取り払って、違う機器の中で、あるいはもうノート型パソコン、あるいは青山小学校で使っているようなタブレット型PC、そういったものの活用を、この際、この三光小学校あるいは朝日中学校の一緒に生活の中で、積極的に活用していこうと。これはコンピュータ室がなくなるとかいうマイナスのことではなくて、より先進的なICT教育をここで進めていこうと、こういうことをご理解をいただき、こういう教育の一つの目玉にしていかなければならない。そんなことで事務局の方も努力をしていくということをご理解をいただければと思います。

○南條委員長 では、この案件はよろしいですか。

3 平成22年度港区立小・中学校体験（自然、交流）事業について

○南條委員長 次に、「平成22年度港区立小・中学校体験（自然、交流）事業について」。生涯学習推進課長、説明お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは資料ナンバー5をご覧ください。平成22年度港区立小・中学校体験（自然、交流）事業についてご報告を申し上げます。

今年度各小中学校、PTA及びPTA連合会から、資料のとおり、体験事業についての自主事業の計画が出されました。12番お台場学園、港陽小PTAまでの事業につきましては、補助申請を

いただきましたので、審査の結果、補助の対象と決定をいたしております。また13番目の小P連の事業につきましては、今後申請予定となっております。

なお、本事業の実施状況の推移でございますけれども、平成17年度が8件、平成18年度が10件、平成19年度が9件、平成20年度が8件ございました。昨年度は13件の申請があり、インフルエンザの関係で中止となった学校が2校ございましたので、実績としては11校ございました。今年度最後13番目までの申請を想定しておりますので、徐々に利用がふえているのかと思っております。

なお、この本事業につきましては、多くのPTAから補助金支給の基準について見直してほしいとのご要望をいただいております。従来の補助金の支給基準では、参加者数が40人以下の場合は15万円を、41人以上では30万円を上限とし、かかった費用の範囲で補助をすることとしておりました。子どもたちが多く参加する学校では上限は30万となっておりますので、交通費の一部しか補助されないのですが、参加者が少ない学校では交通費全額が補助される場合があるなど、支給基準の見直しが課題となっておりました。本年度からは参加人数に応じて補助金額を増加する方式に改めたところでございます。

今後こうした事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問はございますでしょうか。

○半田委員 確認です。子どもは交通手段がバスだという思い込みがあったのですが、これを拝見すると新幹線でも良いということで、場所によってというか、どの交通機関を使えば一番ベストかということに応じて、その予算の中で決めていいということでしょうか。

○生涯学習推進課長 人数に応じて補助金額の上限を設定しております。それで、従来公共交通機関、電車を使う学校もありましたので、1人いくらの補助というものの上限も今回の基準の中で決めました。それで大変使いやすくなったということで、今回は二つの学校から新幹線を使つての交流事業ということで申請をいただいております。

○南條委員長 ほかにご質問はございますでしょうか。

○澤委員 だんだん活発というか、数としては多くなっているという感じなのですが、これは小・中学校と書いてあるのですが、中学校は何もないのかということがちょっと気になるのですけれども。

○生涯学習推進課長 中学校のご利用につきましては、平成19年の港南中学校を最後に3年間申請がございません。

○澤委員 実際はない。そうですか。委員長、その辺はどうなのでしょう。体験学習は非常に力を入れたいという話を以前お聞きしましたが。

○南條委員長 中学生は忙しいというということでしょうか。

○澤委員 そういうことですかね。

○南條委員長 寂しいですよ。

ご質問がないようでしたら、この案件はよろしいでしょうか。

4 港区立青山運動場野球場の休場について

○南條委員長 では次に、「港区立青山運動場野球場の休場について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー6の資料をご覧ください。港区立青山運動場野球場の休場についてご報告を申し上げます。

青山運動場の野球場につきましては、スプリンクラーが壊れておりまして、砂ぼこりが大変激しいということで、なるべく早くに直してほしいということで要望が出ておりました。今年度予算がつきまして、夏場の一番ぼこりが飛ぶ時期の前に工事をしたいということで、工事が決定しましたのでご報告をするものです。

工事期間につきましては、8月2日から8月4日までの3日間でございます。利用者への周知につきましては、もう既に、「港区スポーツネット」のホームページ、「KISSポート財団」のホームページ等に掲載をしてございます。また管内ポスター等での掲示で周知をするということで考えてございます。

以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問はございますでしょうか。

ではこの案件はよろしいですか。

「閉 会」

○南條委員長 本日予定しております案件は全て終了いたしました。の方で何かございますでしょうか。

○ 特にございません。

○南條委員長 では、これをもちまして閉会といたします。次回は7月13日火曜日、午前10時からの予定です。皆様よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでございました。

(午後4時57分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 半田 吉恵

港区教育委員会委員

高橋 良祐